

あなたの名前 なんて読む？



5月26日の改正戸籍法施行に伴い、
戸籍の氏名にフリガナが記載されます。

これは日本の戸籍制度が始まって以来初めてのこと。
戸籍を持つ全ての国民に郵送されるフリガナ通知書や
通知書を受け取った後に必要な届け出などを
熊本地方法務局戸籍課の清水課長に教えてもらいました。



熊本地方法務局 戸籍課
清水芳子課長

デジタル社会の重要な基盤

いよいよ、5月26日から戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まります。これまで、出生届などに「よみかた」を書いても、戸籍に反映されることはありませんでしたが、デジタル化が進む社会の重要な基盤として、情報データの管理の効率化、本人確認の円滑化を図るため、戸籍の氏名にフリガナが記載されることになりました。

通知の内容を必ず確認 誤りがなければ手続き不要

住民票の事務で管理されているフリガナを参考に、戸籍に記載する予定のフリガナ通知を作成し、本籍地の市区町村から皆さんに送付します。送付の時期は自治体によって異なりますが、6月～8月ごろの予定です。通知が届いたら、記載されているフリガナを必ず確認しましょう。誤りがなければ、何もする必要はありません。通知に記載されているフリ

ガナが、令和8年5月26日以降、戸籍に記載されます。

誤りがあれば届け出を マイナポータルが便利！

通知に記載されているフリガナが誤っている場合は、令和8年5月25日までに、正しいフリガナを届け出てください。届け出はマイナポータルの利用をおすすめします。待ち時間なくスムーズに手続きができますので、ぜひご利用ください。マイナポータルの他、市区町村窓口、郵送でも届け出は可能です。

氏のフリガナは戸籍の筆頭者が、名のフリガナは本人がそれぞれ届け出をすることができます。15歳未満の未成年者については、原則、親権者が届け出ることとなります。

期限内の届け出を忘れてしまい、誤ったフリガナが戸籍に記載された場合でも、一度に限り、市区町村への届け出のみで訂正することができます。ただし、一度届け出をすると、その後の変更には、家庭裁判所の許可が必要です。

通知が届いたらすぐに内容を確認し、誤りがある場合は、期限内に届け出ましょう。

5月26日以降の出生届 名前の読み方の新ルール

法改正により、新たに「氏名とし

【戸籍のフリガナQ&A】

Q 益城町民は、益城町から戸籍のフリガナ通知が届きますか？

A 住所地ではなく、本籍地の市区町村から通知が届きます。自治体によって発送時期が異なります。

Q 全員届け出が必要ですか？どこで届け出できますか？

A 通知に記載されているフリガナに誤りがあった人のみ、届け出が必要です。届け出はマイナポータルの他、郵送や窓口でもできます。

Q 5月26日以降に出生届を出す場合、赤ちゃんの名前のフリガナとして認められるのは、どんな読み方ですか？

A 音・訓読みの一部、熟語で一般的、置き字などは認められます。

- ・読み 心愛(ココア)、桜良(サラ)
- ・熟語 飛鳥(アスカ)、日向(ヒナタ)
- ・置き字 美空(ソラ)、彩夢(ユメ)

Q 5月26日以降に出生届を出す場合、赤ちゃんの名前のフリガナとして認められないのは、どんな読み方ですか？

A 以下は認められない場合があります。

- ・関連性がない 太郎(ジョージ)
- ・別の単語 健(ケンイチロウ)
- ・反対 高(ヒクシ)
- ・誤解 次郎(サブロウ)

手数料・罰則なし！ 金銭を要求する詐欺に注意

今回の通知、届け出、戸籍の記載に関し、手数料はかかりません。また、誤りがなければ届け出する必要はないため、届け出をしなくても罰則はありません。

法務省や法務局、市区町村が、金銭を支払うよう要求することは一切ありませんので、不審に思ったら最寄りの警察署や警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」へご連絡をお願いします。

問 役場住民課 住民係

☎ 286・3112